

「喫煙可」では従業員の健康危害は免れず、 経営者も立法府・行政府も責任を問われます

1. 受動喫煙対策を強化する健康増進法改正案では、個人や中小企業が運営する、客席面積 100 平方メートル以下の既存の飲食店で喫煙を認めるとのことで、東京都の調査によると、都内の飲食店の 9 割近くが 100 平方メートル以下というのが現状で、全国でも多くの店が原則禁煙の対象外ということになります。
2. 禁煙で飲食店の売り上げが落ちたことを示すデータはありません。反対に、禁煙の飲食店ではタバコを吸わない客や家族連れなどが増えることが国内外で示されています。（「喫煙可」の店からは客足は遠のき、それらの店は廃業リスクを背負い込むでしょうが）
3. 国際がん研究機関（IARC）により「発がん性がある」最も上位のグループ 1 には、受動喫煙の環境も含まれています。事実、国立がん研究センターは、受動喫煙のある人はない人に比べ、肺がんになるリスクが約 1.3 倍になると報告し、受動喫煙が原因の死亡者は推計で年間約 1 万 5 千人に上っています。
4. 従業員に対する受動喫煙対策として、募集や求人申込みの際に、受動喫煙対策の内容（健康リスク）を明示する義務を課する（別の関係省令の措置により）とのことですが、
 - ・被雇用者がたとえそれに予め同意したとしても、受動喫煙による危害は免れることは出来ませんし、被雇用者の自己責任とはなりません。経営者の免責ともなりません。
 - ・それに健康リスクがあったとしても生活のために就業せざるを得ない人は多くいます。
5. 飲食店の経営者は、労働安全衛生法で定める労働災害を防止し、職場における労働者の安全と健康を万遍なく確保するようにしなければならない責務があります。受動喫煙の危害を受けるリスクへの同意・了解を予め求めて、受動喫煙の危害のある飲食店で働かせる施策・法令は間違っています。アスベストの事例を考えれば明らかなことです。
6. 厚労省の説明では、5 年間で 3 割強の飲食店が入れ替わり「（新規開店の店は禁煙が義務づけられるので）喫煙できる店は減っていく。将来に向けて対策が前進していく案」とのことですが、多くの飲食店で従業員が受動喫煙の危害にさらされながらの就業を強いられる状態が長く続いていく法改正は許されることではありません。（国民の健康を守るべき厚労省所管法として禍根を残すことになります。一部議員の横槍り・横暴を与党・政府・閣議として許すべきではありません。）
7. 「喫煙可」の店の従業員が、受動喫煙の危害で健康を害した場合、損害賠償請求の訴訟の多発が予見され、国会・与党の立法責任、政府・国・厚労省の行政責任が厳しく問われることになります。それで良いのでしょうか？